

埼玉中部環境センターだより

No.43

令和4年12月1日発行



第1回新たなごみ処理施設等建設検討委員会(5ページに記事掲載)

管内人口(令和4年11月1日現在)

	鴻巣市 (吹上地域は除く)	北本市	吉見町	合 計
人 口	89,384人	65,823人	18,191人	173,398人
世帯数	39,323世帯	30,316世帯	7,884世帯	77,523世帯

ご家族皆さままでごみの分別・減量にご協力を!

編集・発行: 埼玉中部環境保全組合 総務課

比企郡吉見町大字大串2808 TEL.0493-54-0666 FAX.0493-54-0664

<https://www.tyuubu-kankyo.jp/>

埼玉中部環境保全組合議会のお知らせ

令和4年第2回定例会が5月24日(火)に、令和4年第1回臨時会が7月6日(水)に、令和4年第3回定例会が10月19日(水)に開催されました。提出議案とその審議結果は、次のとおりです。

令和4年第2回定例会	審議結果
専決処分の承認を求めることについて (令和3年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第3号))	承認
埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について	同意

令和4年第1回臨時会	審議結果
埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等建設検討委員会条例	原案可決
埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第1号)	原案可決

令和4年第3回定例会	審議結果
埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第2号)	原案可決
令和3年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について	認定

令和5年第1回定例会は、2月14日(火)に開催する予定です。

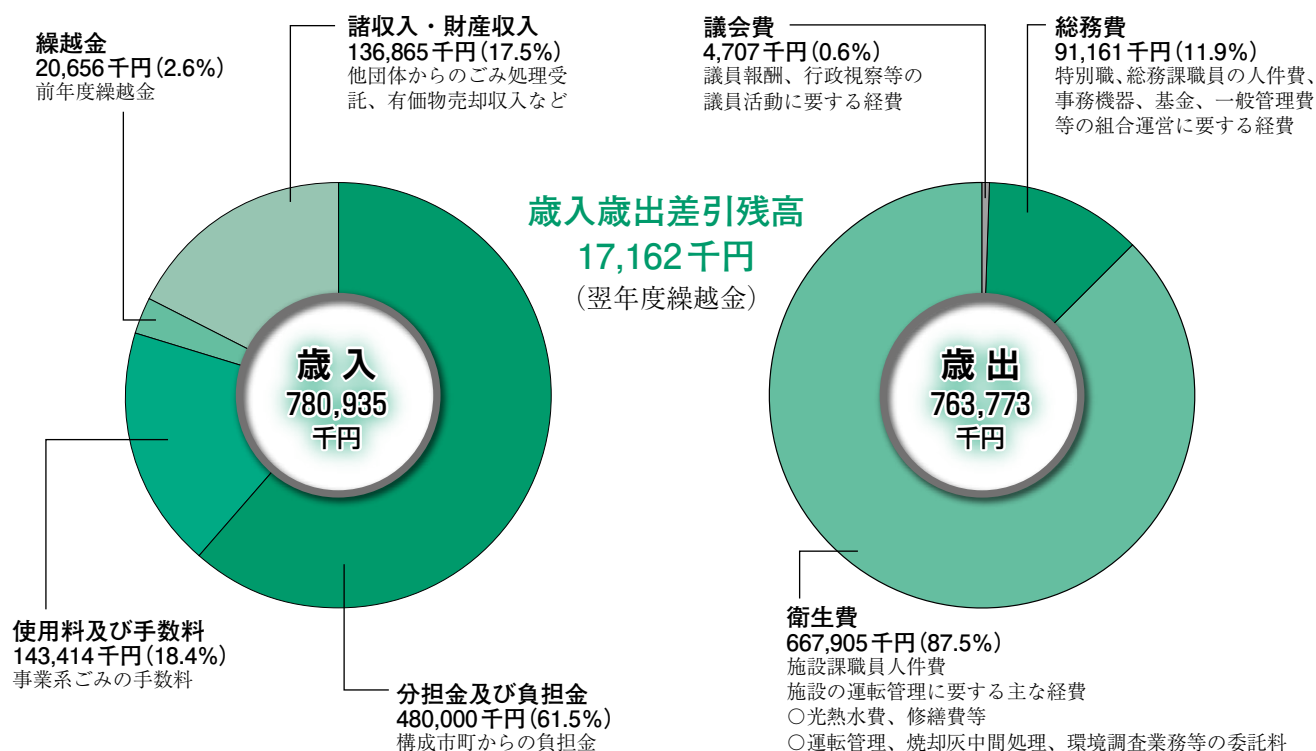
詳しいことは、組合議会事務局(総務課)までお問い合わせください。

なお、『組合議会会議録』は、ホームページをご覧ください。

令和 3 年度一般会計決算

令和 3 年度埼玉中部環境保全組合一般会計歳入歳出決算が第 3 回定例会で認定されましたので、決算の概要をお知らせいたします。(金額は千円未満四捨五入)

組合では職員一丸となり、経費の削減に取り組んでいます。



年末年始 ごみの自己(直接)搬入について

●年末の受け入れ

粗 大 ご み：12月27日(火) 午後 4 時まで

燃やせるごみ：12月28日(水) 午後 4 時まで

※燃やせるごみを各地域の集積所に出される際は、各市町のごみ収集日程表をご確認のうえ、決められた日時までに出して下さい。

●年始の受け入れ：1 月 4 日(水) 午前 9 時から

令和3年度人事行政の運営等の状況を公表します

埼玉中部環境保全組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、組合職員の任用、給与、勤務時間、服務の状況等の概要をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

- (1) 職員の採用の状況 … 採用はありませんでした。
- (2) 再任用の状況 …… 再任用はありませんでした。
- (3) 職員の退職者数 …… 退職者は1名でした。
- (4) 職員の級別職員数の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
標準的な職務内容	主事補 技師補	主事 技師	主任	主査 係長	主幹 課長補佐
職員数	—	1人	—	3人	1人
構成比	—	12.5%	—	37.5%	12.5%
区 分	6 級	7 級	8 級	計	
標準的な職務内容	課長	次長 事務局長	事務局長		
職員数	2人	1人	—	8人	
構成比	25.0%	12.5%	—	100%	

2 職員の給与の状況

- (1) 人件費の状況 (一般会計決算)

区 分	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
令和3年度	763,773千円	43,251千円	5.66%

- (2) 職員給与費の状況 (一般会計決算)

職員数 (A)	給与費(千円)				一人当たりの給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計(B)	
5人	20,966	4,359	9,315	34,640	6,928千円

- (3) 職員の平均給料月額・平均給与月額と平均年齢の状況
(令和4年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	343,438円	416,286円	50.0歳

- (4) 職員の初任給の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	188,700円	171,700円	160,100円

- (5) 職員手当の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分	内 容
扶養手当	配偶者6,500円、子1人につき10,000円、 父母等1人につき6,500円 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22 歳に達する日後の最初の3月31日までの子1人につ き5,000円を加算
地域手当	給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の6%
住居手当	借家等28,000円が限度額
通勤手当	自動車等利用(距離に応じた額)31,600円が限度額
時間外勤務手当	該当職員4人
期末・勤勉手当	期末手当：年間2.4月分 勤勉手当：年間1.9月分 職務上の段階、職務の級等による加算措置あり
退職手当	埼玉県市町村総合事務組合に加入し、支給率(最 高限度額)自己都合及び定年47.709月分

- (6) 特別職・議員の月額報酬等の状況

(令和4年4月1日現在)

管理者	副管理者	議長	副議長
24,400円	20,800円	20,800円	20,000円
議会運営委員長	議会運営副委員長	議員	期末手当
19,200円	18,400円	17,600円	年間4.45月分

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- (1) 1週間の勤務時間数

職員の勤務時間は、1週間あたり38時間45分と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分の勤務となります。

- (2) 育児休業、看護休暇及び介護休暇の状況

育児休業、看護休暇及び介護休暇を取得した職員はいませんでした。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限及び懲戒処分された職員はいませんでした。

5 職員の服務の状況

- (1) 職務専念義務免除の状況

埼玉中部環境保全組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。承認件数は5件でした。

- (2) 営利企業等従事の許可状況

許可件数はありませんでした。

6 職員の研修の状況

実施しませんでした。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

- (1) 福利厚生制度に係る組合の負担状況

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって定められています。

なお、共済制度を運用し、実施する主体は埼玉縣市町村職員共済組合です。共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である埼玉中部環境保全組合の負担金によって賄われています。

埼玉縣市町村職員共済組合に6,842千円の負担金を支出しました。

- (2) 公務災害の発生状況

発生件数はありませんでした。

8 公平委員会からの報告

- (1) 勤務条件に関する措置の要求…………… 0 件
- (2) 不利益処分に関する不服申立て…………… 0 件

第1回・第2回新たなごみ処理施設等建設検討委員会を開催

埼玉中部環境センターは、昭和59年から2市1町の一般廃棄物の中間処理等を行っておりますが、供用開始から約39年が経過し、施設の更新が急務となっております。

令和3年9月16日に、鴻巣市、北本市、吉見町が「新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書」を締結したことを受け、埼玉中部環境保全組合では令和4年4月1日から新たなごみ処理施設等の建設に係る事務に着手しました。

新たに建設する一般廃棄物処理施設等の整備に関し調査研究及び検討を行うため、令和4年7月7日に施行された「新たなごみ処理施設等建設検討委員会条例」に基づき、当組合の附属機関として、「新たなごみ処理施設等建設検討委員会」を設置しました。

委員は以下のとおりです。

区 分	詳 細
1号委員(識見を有する者)	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長 埼玉県環境科学国際センター 資源循環・廃棄物担当部長
2号委員(組合議会議員)	鴻巣市選出議員、北本市選出議員、吉見町選出議員
3号委員(関係団体の代表者)	鴻巣市、北本市、吉見町の自治会連合会又は区長会代表3名、鴻巣市、北本市、吉見町の環境審議会等の代表3名
4号委員(副市町長)	鴻巣市副市長(第1回)、北本市副市長、吉見町副町長
5号委員(管理者が必要と認める者)	鴻巣市環境経済部長(第2回より)

当委員会の委員長に、識見者である公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長 荒井喜久雄委員、副委員長に吉見町副町長 小川福美委員が選出されました。

委員会の会議内容は以下のとおりです。

	開催日	会議内容
第1回	令和4年8月25日	(1)委嘱状の交付(14名)、(2)委員長、副委員長の選出、(3)諮問(諮問事項：基本合意書を受け、建設予定地を決定することについて)、(4)委員会での協議の進め方、(5)スケジュール
第2回	令和4年10月7日	(1)当建設予定地の現状について(適地性の確認、土地の権利関係)、(2)ごみ処理施設の事業に対する地元協議の経過等について(鴻巣行田北本環境資源組合等が行った地元協議の経過報告)、(3)現地確認

※会議資料、会議録については、当組合ホームページに随時掲載しております

(<https://www.tyuubu-kankyo.jp/new-construct/consider.html>)



第1回 管理者から委員長へ諮問書の手交



第2回 現地確認の様子

剪定した枝を処分する場合の注意事項

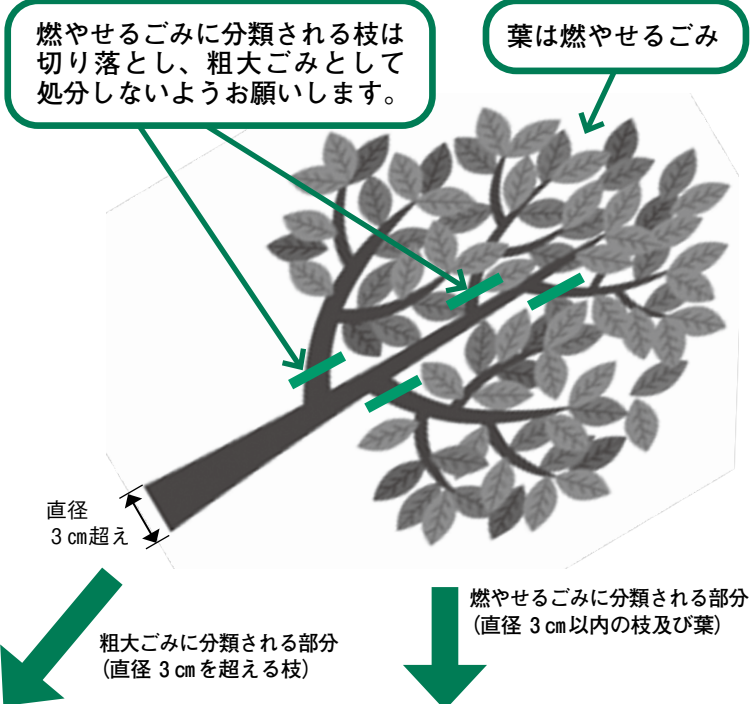
剪定した枝等を処分する場合、下記の「木、枝、草の搬入条件」の受入基準に適合するよう分類し、各市町のごみ出しのルールに従い、処分していただくをお願いします。

なお、枝は直径と長さによって燃やせるごみと粗大ごみに分類されます。

枝は直径が3cm以下のものは、長さ60cm以内に切り、指定袋に入れていただくか、直径20cm以内に束ねて燃やせるごみとして出して下さい。

直径が3cmを超えるものは、粗大ごみとなりますので、戸別収集（業者が自宅まで収集に伺う）で出すか、当センターへ自己搬入をお願いします。

（例） 直径 3 cmを超える枝の場合



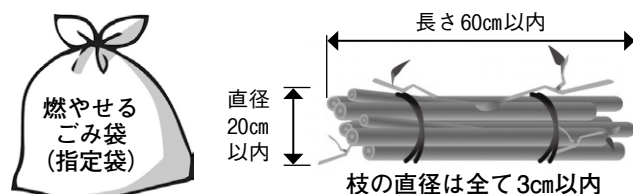
○粗大ごみ(有料)

粗大ごみの戸別収集及び自己搬入には**手数料及び搬入手続き等が必要です**。各市町の担当窓口にお問い合わせください。

当センターへ自己搬入される場合は、束ねる必要はありませんが、燃やせるごみと混載しないように搬入してください。

○燃やせるごみ(無料)

指定日にごみ集積所に出していただくほか、当センターへ自己搬入することもできます。自己搬入の場合は、搬入前に各市町で搬入手続きをお願いします。



●木、枝、草の搬入条件

種 類	分 類	受入基準
草・葉	燃やせるごみ	短くして、乾燥しないうちに搬入
枝・根・竹・篠	燃やせるごみ 粗大ごみ	燃やせるごみ 60cm以内(直径3cm以内を目安) 粗大ごみ 1m位(直径3cmを超える場合)
木の幹	粗大ごみ	直径30cmまで 直径+長さが1m以内 直径30cm超え 長さを30cm以内
木の根	粗大ごみ	土を落として可能な限り小さく

●各市町担当窓口

鴻巣市(鴻巣・川里地域)	北本市	吉見町
鴻巣市役所 環境課	北本市役所 環境課	吉見町役場 環境課
048-541-1321	048-594-5553	0493-54-7811

埼玉中部環境センターへの自己搬入について

家庭から排出される燃やせるごみや粗大ごみは、埼玉中部環境センターに自己搬入ができます。粗大ごみは有料となっており、自己搬入ですと4割負担で処理ができます。なお、自己搬入される方は、各市町の受付窓口での搬入申請と廃棄物の確認が必要となります。手続き後、発行された**搬入許可書**を必ずお持ちください。

(埼玉中部環境センター受付時間：午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで)

各市町受付窓口		
鴻巣市 (鴻巣・川里地域)	北本市	吉見町
市役所粗大ごみ 受付専用窓口	粗大ごみ等 自己搬入受付所	吉見町役場 環境課
048-544-2111	048-591-6432	0493-54-7811



①埼玉中部環境センター受付に搬入許可書を提出し、計量後、ICカードの入ったクリアファイルを受け取ります



燃やせるごみは、②の地点から右方向③へ進みます

粗大ごみは、②の地点から左方向③へ進みます

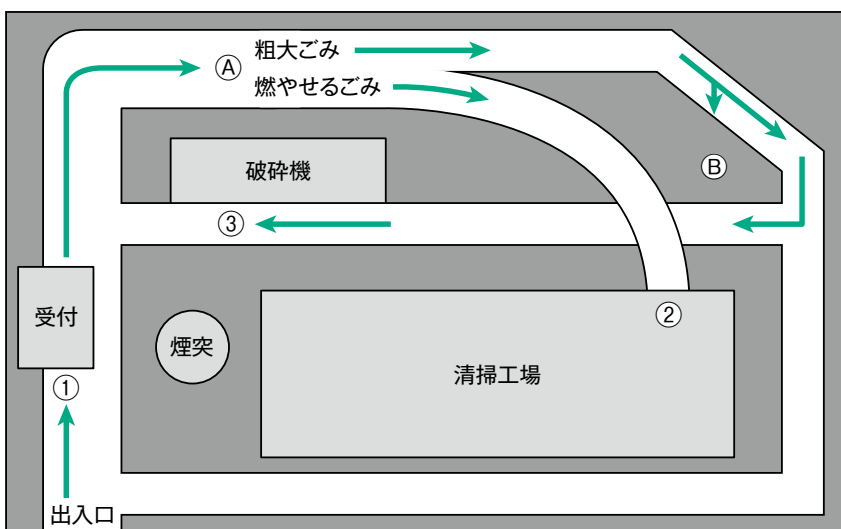
係員の指示に従い、清掃工場内のごみピットに投入します

ふとん・カーペット類は③で、その他は②で降ろします



最後に、①受付に戻りICカードの入ったクリアファイルを返却し、計量します

これで自己搬入は終了です。気を付けてお帰りください



自己搬入等に関するお問い合わせ先		
鴻巣市役所 環境課 048-541-1321	北本市役所 環境課 048-594-5553	吉見町役場 環境課 0493-54-7811

埼玉中部環境センター 環境調査の直近値

ダイオキシン類	排ガス(ng-TEQ/m ³ N)	ばいじん(ng-TEQ/g)	焼却灰(ng-TEQ/g)	処理水(pg-TEQ/ℓ)
令和4年4月20日1号炉	0.000035	0.24	0.00027	—
令和4年6月10日2号炉	0.0014	0.26	0.000081	—
令和4年11月2日3号炉	検査中	検査中	検査中	検査中
※排出基準値 ・排ガス：5ng-TEQ/m ³ N（平成14年12月1日から） ・ばいじん＋焼却灰：3ng-TEQ/g（平成14年12月1日から） ・処理水：10pg-TEQ/ℓ（平成15年1月15日から）				

項 目	結 果	基準値	単 位	項 目	結 果	単 位
◎焼却残渣(12回／年) ＊9月5日				◎ごみ質(4回／年) ＊7月7日		
熱灼減量	7.4	10	wt%	見掛比重		183 kg/㎡
◎放流水水質(12回／年) ＊9月5日				乾物基準	紙・布類	68.52 %
p H	7.1	5.8～8.6	—		ビニール・合成樹脂 ゴム・皮革類	9.69 %
B O D	1.0	25	mg/ ℓ		木・竹・ワラ類	7.81 %
C O D	2.5	—	mg/ ℓ		厨芥類	12.27 %
S S	<1	60	mg/ ℓ		不燃物	0.19 %
大腸菌群数	<30	3,000	個/㎤		その他(5mmのふるい通過)	1.52 %
◎排ガス(6回／年) ＊6月10日				湿物基準	水 分	49.7 %
ダスト濃度	<0.0005	0.15	g/㎡ N		灰 分	5.9 %
硫黄酸化物	0.24	85.58	㎡ N/h		可燃分	44.4 %
窒素酸化物	100	250	ppm		★低位発熱量	
塩化水素	21	200	mg/㎡ N	1,840 kcal/kg		
★低位発熱量：ごみが燃焼したときのカロリーです。焼却により発生した水分が水蒸気となり利用されずに煙突から出てしまうと仮定した場合の熱量です。						

放射性セシウム (134+137)	調査月日	4月20日 1号炉	5月12日 1号炉	6月10日 2号炉	7月7日 1号炉	8月8日 2号炉	9月5日 2号炉
焼却灰	Bq /kg	21.0	25.0	29.2	19.2	11.6	21.8
ばいじん		93.3	88.2	100	87.8	91.2	191
国の埋立基準は、8,000ベクレル以下となっております 当環境センターの焼却灰及びばいじんは、セメント原料として従来どおりリサイクルされております。							

編集後記

皆様に読んでいただく「埼玉中部環境センターだより」は、環境センターの運営状況をお知らせするものです。業務に関する「ご質問」「ご意見」「ご希望」がございましたらお気軽にご連絡ください。

また、環境センターの業務を多くの方々にご理解いただくために、施設見学を受け入れています。ご希望される方は、当組合にお申し込みください。 ☎ 0493-54-0666



構成市町担当課 《鴻巣市役所環境課・北本市役所環境課・吉見町役場環境課》
 ☎ 048-541-1321 ☎ 048-594-5553 ☎ 0493-54-7811